

小諸市公共下水道事業

下水道ガイド



長野県生活排水公式キャラクター
「めぐるん」

小諸市下水道課

自然と調和した

快適環境づくり

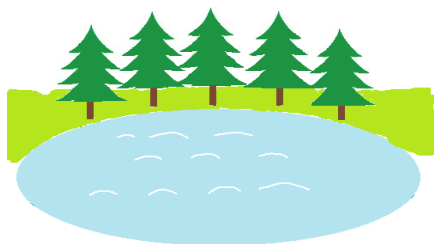
はじめに

私たちは、日常の生活や社会活動の中で、たくさんの水を使います。しかし、使われた水をそのまま流し続けると、悪臭の発生など周囲の環境を悪くするだけでなく、川や海は汚れを増し、魚などの生き物が棲むことができなくなってしまいます。そして、やがては私たちの生活に必要なきれいな水を手に入れることがむずかしくなってしまいます。

そのようなことにならないようにするためには、一度使った水はきれいにしてから自然に戻してやる必要があります。そのために生まれた施設が「下水道」なのです。

下水道は、汚れた水をきれいによみがえらせてから自然に戻す重要な働きをしています。また、清潔で快適な生活をおくるためにも欠かせないものでもあります。

大切な自然環境と、快適な暮らしのために、下水道への早期接続と下水道事業へのご理解ご協力をお願いいたします。



目次

● <u>自然とくらしをクリーンに</u>	1
● <u>受益者負担金</u>	2
● <u>申告をお願いします</u>	4
● <u>納めていただく負担金の額は</u>	5
● <u>排水設備</u>	7
● <u>排水設備工事のお申込みから完成まで</u>	8
● <u>下水道使用料金は</u>	11

※文中の「受益者負担金」について、和田処理区(特定環境保全公共下水道)は「受益者分担金」に読み替えます。

自然とくらしをクリーンに

美しい自然

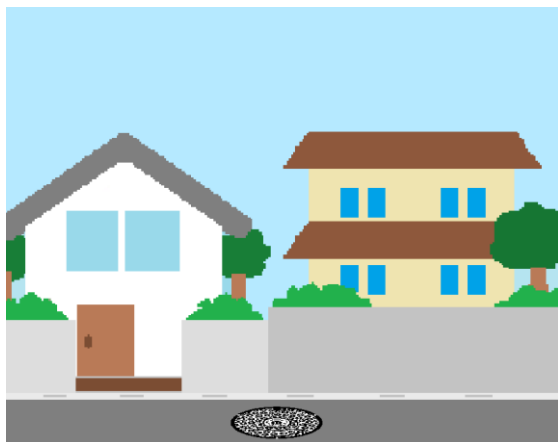
川や海、湖の水がよみがえります

昔は排水をそのまま流していても、自然の浄化作用で河川や湖はきれいに保たれていました。

しかし、人口の増加や産業の発達で水を多く使うことに

より自然の力では間に合わなくなってしまいました。

下水道は排水を浄化してから戻すため、河川や湖がきれいによみがえります。



きれいな街

くらしの環境がよくなります

下水道が整備されると、家のまわりの水路や側溝に汚れた水が流れないので、害虫や悪臭の発生が防げ、街が清潔に保たれます。

快適な生活

水洗トイレの使用ができます

水洗トイレは、ハエや蚊の発生をふせいだり、家の中に悪臭がひろがらないなど、衛生面で大きな効果があります。清潔なトイレが使えるので、快適な生活がおくれます。



受益者負担金

快適で住みよい環境づくりを進めるための下水道施設の建設には、多額の費用を必要とします。

この建設費は、国や県からの補助金や地方債（借入金）、さらには市民の皆さんからの税金と受益者負担金によってまかなわれています。



負担金は建設費の一部になります

公共下水道が整備されると、その地域はトイレが水洗化されるなど生活環境が改善され、土地の利用価値が高まります。下水道は、他の公共施設（道路、公園、体育館など誰でも使用し、利益が受けられる施設）と違い、整備された特定の地域の皆さまだけに利益が限られます。

そのため、下水道を建設する経費を市民全体の税金などだけで賄うのは、下水道が整備されていない地域の皆さまと公平を欠くこととなります。

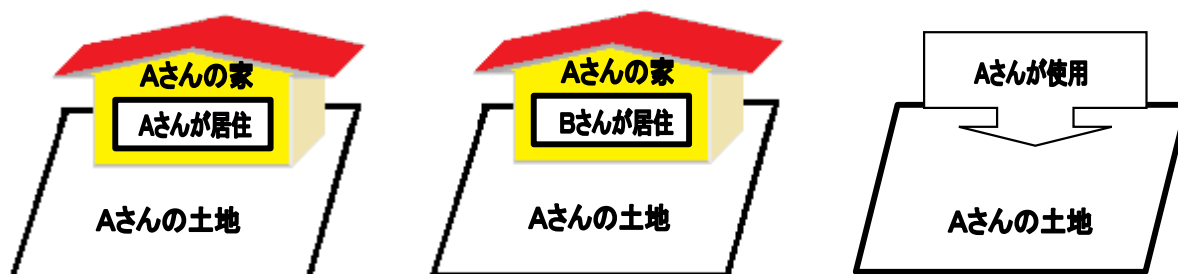
そこで、都市計画法に基づいて、事業によって利益を受ける皆さまに事業費の一部を負担していただくのが、「受益者負担金制度」です。

●受益者（負担金を納めていただく方）とは・・・

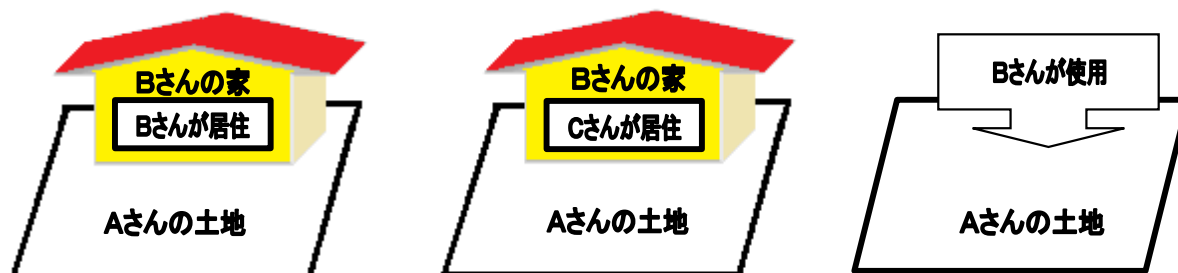
土地を所有している方、または地上権、質権、使用賃貸、賃貸借（一時使用のためは除く）など、その土地に権利を持っている方が受益者となり、負担金を納めていただくこととなります。

借家人（一般の借家人（アパート等）、社宅、県・市営住宅の入居者）は受益者にはなりません。

受益者はAさんです



受益者はAさん または Bさんです



（ご検討のうえ、どちらかに決め受益者申告の際にお知らせください。）

受益者負担金の対象となる土地は

受益者負担金の賦課対象となる土地は、道路や河川などを除き下水道計画区域内のすべての土地で、宅地のほか農地や駐車場、雑種地なども対象となります。

しかし、土地の利用状況などにより賦課する区域から除外、または徴収が猶予・減額・免除されることがあります。

受益者負担金は、その土地に対し1度限り負担していただくものです。

●負担金賦課区域からの除外、徴収猶予と減免措置

☆賦課対象区域から除外されるとき

- 1 下水道の利用の必要のない土地
 - ・ 農地、山林、農業用倉庫など
- 2 下水道の利用ができない土地
 - ・ 困繞地いにようち、土地が著しく不整形、面積過小など

(なお、除外される期間は農地法第4条、5条により転用の許可を受けた日、または宅地化され下水道の利用が見込めるまたは利用可能となる日までとなります。下水道接続の際は負担金が賦課されます。)



☆徴収猶予されるとき

- 1 災害や盗難その他の事故で負担金が納められないとき
- 2 生活困窮により直ぐに負担金を納められないとき
- 3 裁判で争っている土地であるとき

☆減額または免除されるとき

- 1 国や地方公共団体が公共の用に供し、または予定している土地
 - ・ 道路、公園、学校用地、社会福祉施設、文化財など
- 2 土地の状況で負担金を減免する必要があると認める土地
 - ・ 神社、寺院などの境内地、墓地、鉄道用地、区が所有する施設用地など
- 3 生活保護法で生活扶助を受けている受益者

以上のかたは、受益者申告書を提出するときに、申請書を提出してください。

※なお、負担金は土地を整備するための費用なので、下水道利用の有無については支払い免除の理由とはなりません。

受益者が変わったときは

受益者が変わったとき(売買、その他の理由で受益者に変更があったとき)は、「下水道受益者異動申告書」を提出してください。申告があった場合は、新しい受益者に納めていただく分を、新受益者に請求させていただきます。

申告をお願いします

土地の面積を正確に決定するため、受益者の方には次の手順により申告をしていただきます。

- ① 5月上旬頃までに、前年度に供用開始をした区域内的の土地所有者に、公簿から調査した地番と面積を記入した「受益地通知書」(青い印刷)と「受益者申告書」(赤い印刷)をお送りいたします。
- ② 土地の所有者の方は、その内容を確認し、「受益者申告書」(赤い印刷)に記名、押印をして、期日までに提出してください。
- ③ 土地に他の権利者がある場合は、同封する記入例によって、その権利者と連署押印して期日までに提出してください。

☆ 指定した期日までに申告のない場合は、そのまま土地所有者の方に負担していただくこととなりますのでご注意ください。

様式第1号(第3条関係)

下水道事業受益者申告書

年 月 日

(提出先) 小 崎 市 長

(土地所有者)

様

ふりがな	印
土地所有者 氏 名	

電 話 ()

課年度	受益者コード	ページ

番号	区分	土地の所在地				地目	地積 (平方メートル)	減価 率	土地所有者以外の受益者(権利者)						備考			
		区画 番号	小字 番号	町 名	地 番 枝 番				地目 名	氏名 (ふりがな)	住所	氏名 (ふりがな)	権利 の種類	印		電 話		
合 計						筆数												

◎ 記載要領については、裏面をよくお読みください。

みなさんのご協力をお願いします

下水道は、生活環境を改善し河川や地下水の汚染を防ぐ世代を超えた重要な施設です。受益者負担金制度にご理解とご協力をお願いします。

納めていただく負担金の額は

受益者のかたに納めていただく負担金は、土地の面積に対し、1平方メートルあたりの負担金額を乗じた額で、面積は土地登記簿の面積を原則として使用します。

※1平方メートルあたりの負担金額……550円・580円・610円
(区域により異なります。)

例：あなたが、610円の地域で330㎡(約100坪)の土地を所有
されていますと

610円×330㎡=201,300円 となります。

●受益者負担金の納付と納期は

受益者負担金は、納めやすいよう5年の分割とし、さらに1年を4期に分けて通算20回で納付していただくこととなります。

たとえば、上の土地の例では

201,300円÷20回=10,065円となり

初年度の第1回目のみ100円未満の端数を含めて、11,300円

第2回目以降は10,000円となります。

20回に分割すると

	負担金額	第1期 (6月)	第2期 (9月)	第3期 (12月)	第4期 (2月)
1年目	41,300	11,300	10,000	10,000	10,000
2年目	40,000	10,000	10,000	10,000	10,000
3年目	40,000	10,000	10,000	10,000	10,000
4年目	40,000	10,000	10,000	10,000	10,000
5年目	40,000	10,000	10,000	10,000	10,000



毎年6月中に納付書をお送りしますので、期日までに市内の金融機関で納付してください。

納期は毎年度

第1期 6月16日～ 6月30日

第2期 9月16日～ 9月30日

第3期 12月16日～12月25日

第4期 2月16日～ 2月 末日

ただし、納期の末日が、金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納期限です。

納期内の納入にご協力ください。

●負担金を一括納付すると報奨金がつきます

負担金は納期前に何回分でもまとめて納付することができます。

この場合、次表に掲げる納期数に応じた率を乗じて得た額の報奨金がつきます。

A 納期前に納付した納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
B 報奨金交付率 (%)	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5
A 納期前に納付した納期数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
B 報奨金交付率 (%)	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	

●報奨金の計算例と納付額 (負担金額 201,300円の場合)

(例1) 1回から20回分すべてを一括納付する場合
 $(201,300円 - 第1回納付額11,300円) \times 10\% (報奨金交付率) = 19,000円 (報奨金)$
 $201,300円 - 19,000円 = 182,300円 (納付額)$

(例2) 毎年度4回分をまとめて納付する場合(初年度の場合)
 $(41,300円 - 第1回納付額11,300円) \times 2\% (報奨金交付率 3期分) = 600円 (報奨金)$
 $41,300円 - 600円 = 40,700円 (納付額)$

報奨金に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

※ 猶予された土地が、猶予取消しとなり負担金を納めていただく場合は、猶予期間の負担金には前納報奨金はつきません。また、減免対象となった土地に対しても前納報奨金はつきません。

☆口座振替払制度をご利用ください

納入の手間や、納め忘れがない口座振替払をおすすめします。

手続きは・・・取引金融機関等の窓口または市役所下水道課
 で受け付けています。

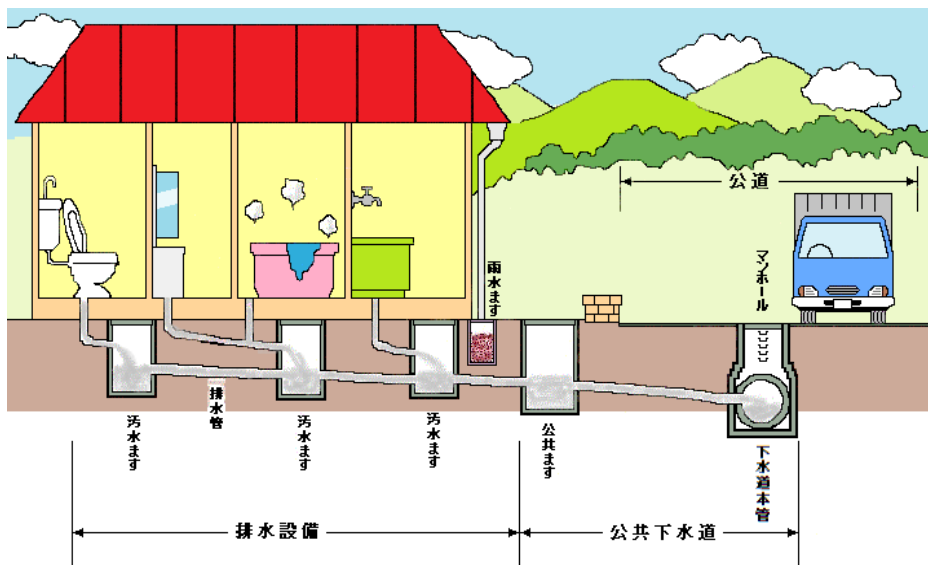
納入通知書と銀行印、通帳をお持ちのうえ、
 窓口までお越しください。



排水設備

下水道は、市が設置し管理する公共下水道と、皆さまに設置・管理していただく排水設備とからできています。

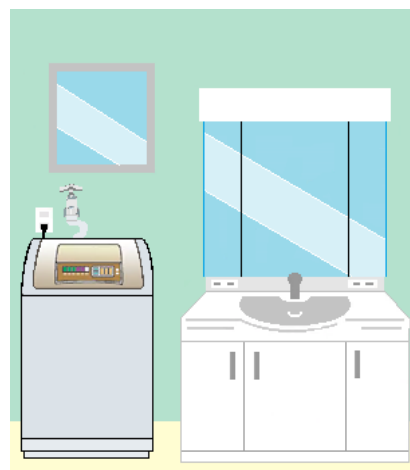
排水設備とは、皆さまのご家庭の台所や洗面所、風呂、トイレなどの汚水を公共下水道へ流すための設備で、排水管や各種のマスからできています。



早期の水洗化にご協力を

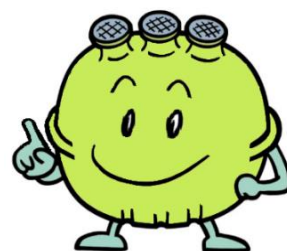
公共下水道が使えるようになると、台所や洗濯、風呂等の排水はできるだけ早く、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道へ流れるようにしなければなりません。

また、処理区域となった地域では、排水設備を整備しないと、新築や増築ができません。



浄化槽を利用している家庭も改造工事を...

処理区域では、浄化槽を使用されている家庭でも、浄化槽はやめて公共下水道に接続していただくこととなります。



多額の費用と時間をかけて整備した下水道も、皆さまに接続して使っていただかないと生活環境の改善と自然環境の保全につながりません。

早期の接続にご協力をお願いします。

※小諸市の下水道は分流式のため、雨水をながすことはできません。

排水設備【水洗化】工事のお申込みから完成まで

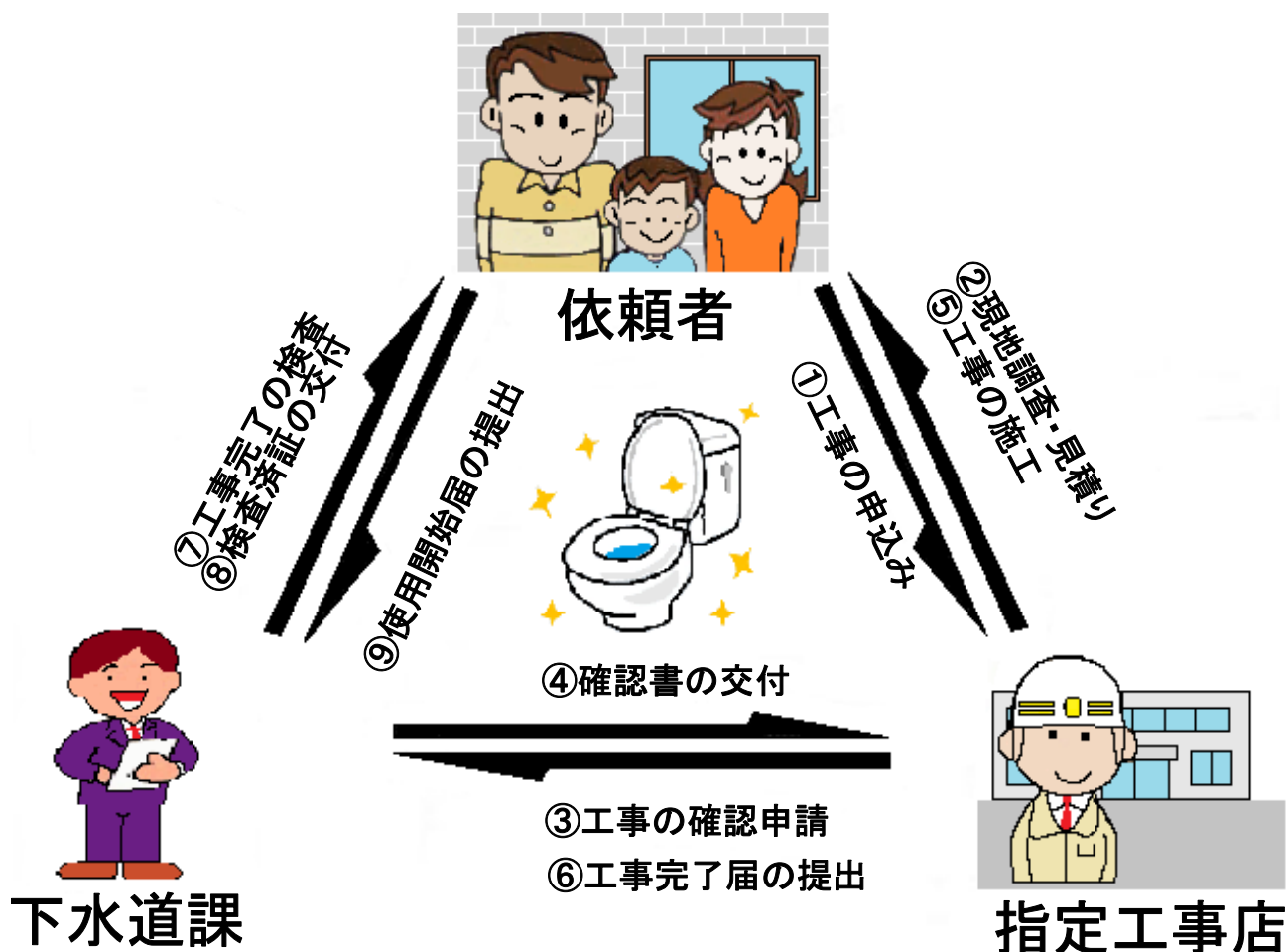
排水設備工事とは、台所や風呂等からでる汚れた水や、くみ取り便所を水洗便所に改造して、し尿を公共下水道へ流せるようにする工事です。工事をする場合は、ご家族でよく検討したうえで市の指定を受けている工事店と十分に話し合いを行い、工事の内容や費用などを確認するようにしましょう。

工事は必ず「小諸市下水道指定工事店」で

排水設備(水洗化)工事をするときは、必ず市の指定を受けている「下水道指定工事店」へお申込みください。「下水道指定工事店」は基準に合った完全な設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事の請求や粗悪工事、粗悪品の販売などをなくして、安心して工事をまかせることができるように市が指定したものです。

「下水道指定工事店」以外のところで工事をするると、工事完成後の検査が受けられず、工事のやり直しをしていただくこととなります。また、「下水道指定工事店」では、市に対する必要書類の作成、届出などの手続きを皆さまに代わっておこないます。

お気軽にご相談ください。



排水設備工事の流れ

① 「下水道指定工事店」に工事の申込みをします。

② ① ↓ ◎便器の種類、施工方法、費用、支払条件など十分に話し合い、工事契約をします。

③ 下水道指定工事店は工事の確認申請書を作成し、下水道課に提出します。

③ ↓ ◎書類の作成、提出は下水道指定工事店が代行します。

④ 下水道課では、申請書をもとに計画・施工方法などが関係法令等の基準に合い、適正かどうか審査をして工事の許可をします。

④ ↓ ◎審査に合格すると工事計画確認書が交付されます。

⑤ 下水道指定工事店は工事に着手します。

◎工事では、トイレ、台所、浴室などの排水口から公共マスまでの間の排水管やマスを設置します。

◎既設の便槽内のくみ取りの依頼は、下水道指定工事店と相談してください。くみ取り後、便槽の消毒、清掃をしたあと撤去する等して処分します。(浄化槽も同様です。)

◎水洗トイレを据え付け、排水管の配管を行います。

⑥ 下水道指定工事店は工事が完了した日から5日以内に、完了届を下水道課に提出します。

⑦ 下水道課は工事完了届により完了検査をします。検査に合格すると検査済証を交付します。

⑧ ◎完了検査は計画書どおりに工事が行われたかどうかを調べるものです。

◎検査の結果により、工事の手直しをしていたりもします。

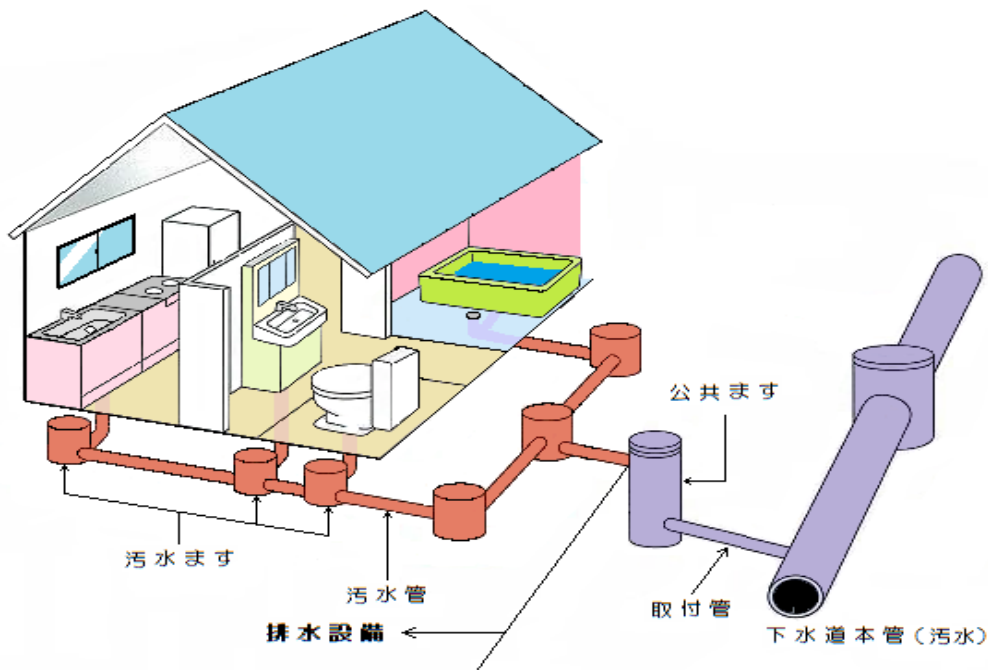
◎検査済証は玄関の上など見やすいところに貼ってください。



⑨ 申請者(依頼者)は下水道使用開始届を下水道課に提出し、使用できるようになります。

◎検査の都合により、事前に使用を許可することがあります。

◎災害及び使用者の過失以外で生じた故障は、施工後1年以内に限り下水道指定工事店が無償で修理します。



排水設備の工事費一例

一般的な暖房・洗淨便座の場合	概算工事費		
	排水設備工事	水洗器具等工事	合計
	360,000円	340,000円	700,000円

注: 上記金額は目安であり、状況により異なります。

- ※ 排水設備工事は、埋設延長20mの工事を想定しています。
- ※ 水洗器具等工事は、便槽取り壊し、埋戻しは含みません。
- ※ トイレの改装費は含みません。



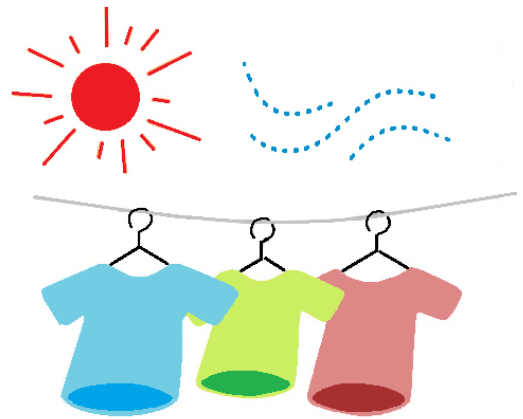
水洗トイレの便器には、機能や洗淨方式によりさまざまなタイプがあります。それぞれの特徴がありますので、ご家庭にあったものをお選びください。

水洗トイレになると

- 衛生的で、家の中に悪臭がひろがりません。
- 幼児や老人でも安心して使用できます。
- くみ取りのわずらわしさがなくなります。
- 腰掛式を使うと、高血圧や痔の予防にもなります。
- 暖房便座を使用すれば、寒い日もおしりがあたたかです。
- 洗淨便座でおしりを洗淨できます。
- 浄化槽からの切替えの場合、維持管理がなくなって敷地も広く使えます。



下水道使用料金は



みなさんの家庭で排水設備工事が完了し、公共下水道が使えるようになると、流した汚水の量に応じて下水道使用料を納めていただくようになります。

納めていただいた使用料は、処理場の運転経費や下水道管の清掃、修理などの維持管理経費の一部にあてられます。

1. 使用料は水道の使用水量(水道メーターによる)が基準となります。
2. 水道水以外の水(井戸水等)を使用している場合の使用量は、使用者の皆さんが専用のメーターを取り付けて、そのメーターで使用量を決めて料金を計算します。
3. 使用料は、水道と合わせて隔月検針・隔月徴収となります。

下水道料金表(2か月につき)

		税抜		
区分	使用水量	使用料	速算控除額	
一般汚水	基本使用料	10m ³ 以下	1,700円	
		20m ³ 以下	3,400円	
	超過使用料 (1m ³ につき)	21m ³ ~ 40m ³	171円	20円
		41m ³ ~ 100m ³	189円	740円
		101m ³ ~ 200m ³	213円	3,140円
		201m ³ ~ 1,000m ³	235円	7,540円
		1,001m ³ ~ 2,000m ³	261円	33,540円
2,001m ³ 以上	283円	77,540円		
公衆浴場	1m ³ につき	50円		

※使用料は、この表により算出した額に消費税率を乗じて得た額とする。(10円未満切捨て)

例: 2か月で50m³つかった場合

基本使用料 3,400円

超過使用料 171円×20m³(3,420円)+189円×10m³(1,890円)=5,310円

合計 3,400円+5,310円=8,710円

消費税込み 8,710円×1.10=9,580円(10円未満切捨て)

* 速算控除額を使った計算

50m³(使用量) × 189円(使用料単価) - 740円(速算控除額) = 8,710円

8,710円×1.10(消費税率)=9,580円(10円未満切捨て)

上記の下水道使用料金については、水道料金とあわせて請求させていただきます。

※下水道使用料は口座振替をお願いします。

水道料金が口座振替の場合は、下水道使用料も自動的に口座振替になります。

下水道料金早見表(2か月分)

税込

使用量	料金	使用量	料金	使用量	料金	使用量	料金
~10m ³	1,870	40m ³	7,500	61m ³	11,860	82m ³	16,230
11~20m ³	3,740	41m ³	7,700	62m ³	12,070	83m ³	16,440
21m ³	3,920	42m ³	7,910	63m ³	12,280	84m ³	16,640
22m ³	4,110	43m ³	8,120	64m ³	12,490	85m ³	16,850
23m ³	4,300	44m ³	8,330	65m ³	12,690	86m ³	17,060
24m ³	4,490	45m ³	8,540	66m ³	12,900	87m ³	17,270
25m ³	4,680	46m ³	8,740	67m ³	13,110	88m ³	17,480
26m ³	4,860	47m ³	8,950	68m ³	13,320	89m ³	17,680
27m ³	5,050	48m ³	9,160	69m ³	13,530	90m ³	17,890
28m ³	5,240	49m ³	9,370	70m ³	13,730	91m ³	18,100
29m ³	5,430	50m ³	9,580	71m ³	13,940	92m ³	18,310
30m ³	5,620	51m ³	9,780	72m ³	14,150	93m ³	18,520
31m ³	5,800	52m ³	9,990	73m ³	14,360	94m ³	18,720
32m ³	5,990	53m ³	10,200	74m ³	14,570	95m ³	18,930
33m ³	6,180	54m ³	10,410	75m ³	14,770	96m ³	19,140
34m ³	6,370	55m ³	10,620	76m ³	14,980	97m ³	19,350
35m ³	6,560	56m ³	10,820	77m ³	15,190	98m ³	19,560
36m ³	6,740	57m ³	11,030	78m ³	15,400	99m ³	19,760
37m ³	6,930	58m ³	11,240	79m ³	15,610	100m ³	19,970
38m ³	7,120	59m ³	11,450	80m ³	15,810		
39m ³	7,310	60m ³	11,660	81m ³	16,020		

速算表

使用量	計算式	消費税
21m ³ ~40m ³	使用量 × 171円 - 20円	× 1.10
41m ³ ~100m ³	使用量 × 189円 - 740円	
101m ³ ~200m ³	使用量 × 213円 - 3,140円	
201m ³ ~1,000m ³	使用量 × 235円 - 7,540円	
1,001m ³ ~2,000m ³	使用量 × 261円 - 33,540円	
2,001m ³ 以上	使用量 × 283円 - 77,540円	



下水道を使う際に・・・

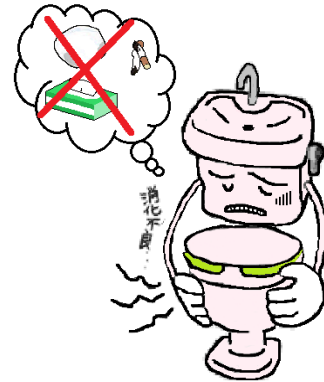
油・野菜くずは流さないで！



- ・油や野菜くずは流すと、管が詰まったり、処理場での処理などに大きな負担がかかってしまいます。
- ・お皿やフライパンの油はふき取ってから洗いましょう。

水洗トイレは

- ・トイレットペーパー以外の物をトイレに流さないでください。
 - ・トイレの洗浄水は十分な量を流しましょう。
- 最近のトイレは節水型になっています。タンク内にペットボトル等を入れたりして、必要以上に水量を減らすと詰まってしまいます。

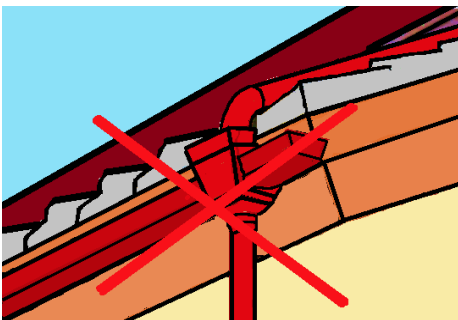
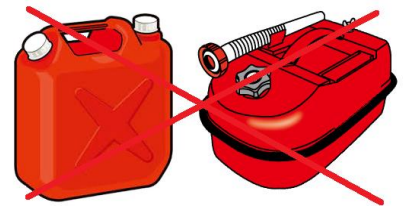


異物は流さないで！



- ・マンホールやマスにゴミや碎石など異物を決して流さないでください。閉塞の原因になります。
- ・排水口にたまった髪の毛は、流さずに取り除きましょう。
- ・処理場では、微生物の働きにより水をきれいにしていきます。殺虫剤や農薬・消毒剤など有毒物質は決して流さないでください。

- ・ガソリンやシンナー、灯油類は気化して爆発する可能性があります。また、処理場でも微生物に悪影響を与えます。
- ・洗剤は適量で。大量に入れても汚れ落ちとは無関係ですし、洗剤の無駄になるばかりではなく、かえって水を汚す原因となります。



雨水は流さないで！

- ・小諸市の下水道は分流式といって雨水は流せない下水道です。雨水が入ってくると、処理場の水量がいきなり増えてしまい、処理ができなくなってしまいます。決して流さないでください。

ルールを守ることが、各設備の寿命を長くすることになります。下水道は正しく使いましょう。





小諸市デザインマンホール「三の門」

小諸市建設水道部下水道課

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号

電話 0267-22-1700 FAX 0267-23-8857

E-mail gesui@city.komoro.nagano.jp

お問い合わせは

◎下水道の整備計画

◎本管工事の施工と維持

◎排水設備の設置

◎受益者負担金・分担金

◎下水道使用料



普及整備係 内線2261・2262



経理業務係 内線2263